別記共通様式

受付番号	2023B0051

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者　殿

令和　　年　　月　　日

申請者　氏名(フリガナ)又は名称　トゥリーム株式会社(カブシキガイシャ)
住所　〒635-0003
奈良県大和高田市大字土庫236番地1
代表者氏名(フリガナ)　代表取締役　川村(カワムラ)　恵(メグミ)
電話番号　0745-22-0849
FAX番号　0745-52-7865
メールアドレス　takasui@ymail.plala.or.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1.　申請・届出をする書類（ひとつだけの□に✓を入れて下さい）
この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ☐ ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ☑ ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ☐ ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ☐ ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2.　申請・届出をする水道事業者（□に✓を入れてください）

申請・届出をする水道事業者数　24　者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	✓
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	磯城郡 水道企業団企業長	✓
18	高取町 水道事業管理者	✓
19	明日香村 水道事業管理者	✓
20	上牧町 水道事業管理者	✓
21	王寺町 水道事業管理者	✓
22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
23	河合町 水道事業管理者	✓
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和　　年　　月　　日

届出者

氏名又は名称　　トゥリーム株式会社

〒635-0003

住　　　所　奈良県大和高田市大字土庫236番地1

代表者氏名　代表取締役　川村（カワムラ）　恵（メグミ）

水道法第25条の７の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	トゥリーム株式会社
住　　所	〒635-0003　奈良県大和高田市大字土庫236番地1
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役　川村（カワムラ）　恵（メグミ）

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
(1) ・事業者の名称 事業所	株式会社　髙井設備	トゥリーム株式会社	
(2) ・代表者の変更	代表取締役髙井　ひとみ	代表取締役　川村　恵	
(3) ・役員の氏名	取締役　川村　恵 取締役　川村　篤美		

（備考）この用紙の大きさは、A列４番とすること。

様式第２（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓　　　約　　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和　　　年　　　月　　　日

申請者

氏名又は名称　　トゥリーム株式会社

住　　　　所　　奈良県大和高田市大字土庫236番地1

代 表 者 氏 名　　代表取締役　川村　恵

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列４番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字土庫２３６番地１
トゥリーム株式会社

会社法人等番号	１５００－０１－０２０８９３	
商　号	株式会社髙井設備	
	トゥリーム株式会社	令和　５年　５月２１日変更 令和　５年　６月　２日登記
本　店	奈良県大和高田市大字土庫２３６番地１	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成２８年７月２１日	
目　的	１．管工事業、水道施設工事業、建築工事業、土木工事業、消防施設工事業、造園工事業、内装仕上工事業 ２．不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び保守 ３．造園・園芸用品の販売 ４．損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 ５．海外での人材育成事業 ６．旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 ７．労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 ８．経営コンサルタント業 ９．前各号に付帯関連する一切の事業	
	１．管工事業、水道施設工事業、建築工事業、土木工事業、消防施設工事業、造園工事業、内装仕上工事業 ２．コインランドリーの経営 ３．不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び保守 ４．造園・園芸用品の販売 ５．損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 ６．海外での人材育成事業 ７．旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 ８．労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 ９．経営コンサルタント業 １０．前各号に付帯関連する一切の事業 令和　３年　４月２０日変更　　令和　３年　５月２０日登記	
	１．管工事業、水道施設工事業、建築工事業、土木工事業、消防施設工事業、造園工事業、内装仕上工事業 ２．コインランドリーの経営 ３．不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び保守 ４．造園・園芸用品の販売 ５．損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務	

	６．海外での人材育成事業 ７．旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 ８．労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 ９．経営コンサルタント業 １０．飲食業 １１．美容及び健康に関するサービス業 １２．前各号に付帯関連する一切の事業 令和　５年　５月２１日変更　　令和　５年　６月　２日登記
発行可能株式総数	７万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 ７００株
資本金の額	金７００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役　　髙　井　ひ　と　み 令和　５年　５月２０日辞任 令和　５年　６月　２日登記
	取締役　　川　村　恵
	取締役　　川　村　篤　美 令和　５年　５月２０日辞任 令和　５年　６月　２日登記
	奈良県大和高田市大字土庫２３６番地２ 代表取締役　　髙　井　ひ　と　み 令和　５年　５月２０日退任 令和　５年　６月　２日登記
	奈良県橿原市土橋町２３７番地の２８ 代表取締役　　川　村　恵 令和　５年　５月２０日代表権付与 令和　５年　６月　２日登記

奈良県大和高田市大字土庫２３６番地１
トゥリーム株式会社

登記記録に関する事項	設立 平成２８年　７月２１日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（奈良地方法務局管轄）

令和　５年　７月２４日

奈良地方法務局葛城支局
登記官　　　　畑　山　尚　江

整理番号　ス５１１６６５　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

トゥリーム株式会社

定　　　款

トゥリーム株式会社　　定款

第１章　総　則

（商　号）

第１条　　当会社は、トゥリーム株式会社　と称する。
英文では、ｔｒｅｅｅｍｕ　Ｉｎｃ．と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．管工事業、水道施設工事業、建築工事業、土木工事業、消防施設工事業、造園工事業、内装仕上工事業
２．コインランドリーの経営
３．不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び保守
４．造園・園芸用品の販売
５．損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
６．海外での人材育成事業
７．旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
８．労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
９．経営コンサルタント業
１０．飲食業
１１．美容及び健康に関するサービス業
１２．前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を奈良県大和高田市 に置く。

（公告方法）

第４条　　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　　当会社の発行可能株式総数は、７０，０００株とする。

（株券の不発行）

第６条　　当会社の株式については、株券を発行しないものとする。

（株式の譲渡制限）

第７条　　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡請求）

第８条　　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（基準日）

第９条　　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第１０条　　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者またはその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

（質権の登録および信託財産の表示）

第１１条　　当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第１２条　　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第１３条　　当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式によりその氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第３章　株主総会

（招　集）

第１４条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

②　株主総会の招集は、会日の１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対してその旨の通知を発することにより行う。

③　前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

（招集権者及び議長）

第１５条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

②　株主総会の議長は代表取締役がこれに当る。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（株主総会の決議の省略等）

第１７条　取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

②　取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１９条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第４章　取締役

（員　数）

第２０条　　当会社の取締役は、１名以上とする。

（選任方法）

第２１条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第２２条　　取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　補欠または増員により選任した取締役の任期は、前任者またはその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役および社長）

第２３条　　当会社の取締役が１名のときは、その者が代表取締役となり、取締役が２名以上ある場合には、取締役の互選により１名を代表取締役に選定する。

②　代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

（業務執行の決定）

第２４条　　取締役が２名以上ある場合には、当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。

（報酬等）

第２５条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章　計　算

（事業年度）

第２６条　　当会社の事業年度は、毎年　7月　1日から、翌年　6月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第２７条　　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

②　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

令和5年 7月 20日

当会社の現行定款に相違ありません。

トゥリーム株式会社
代表取締役　川　村　　恵

位置図

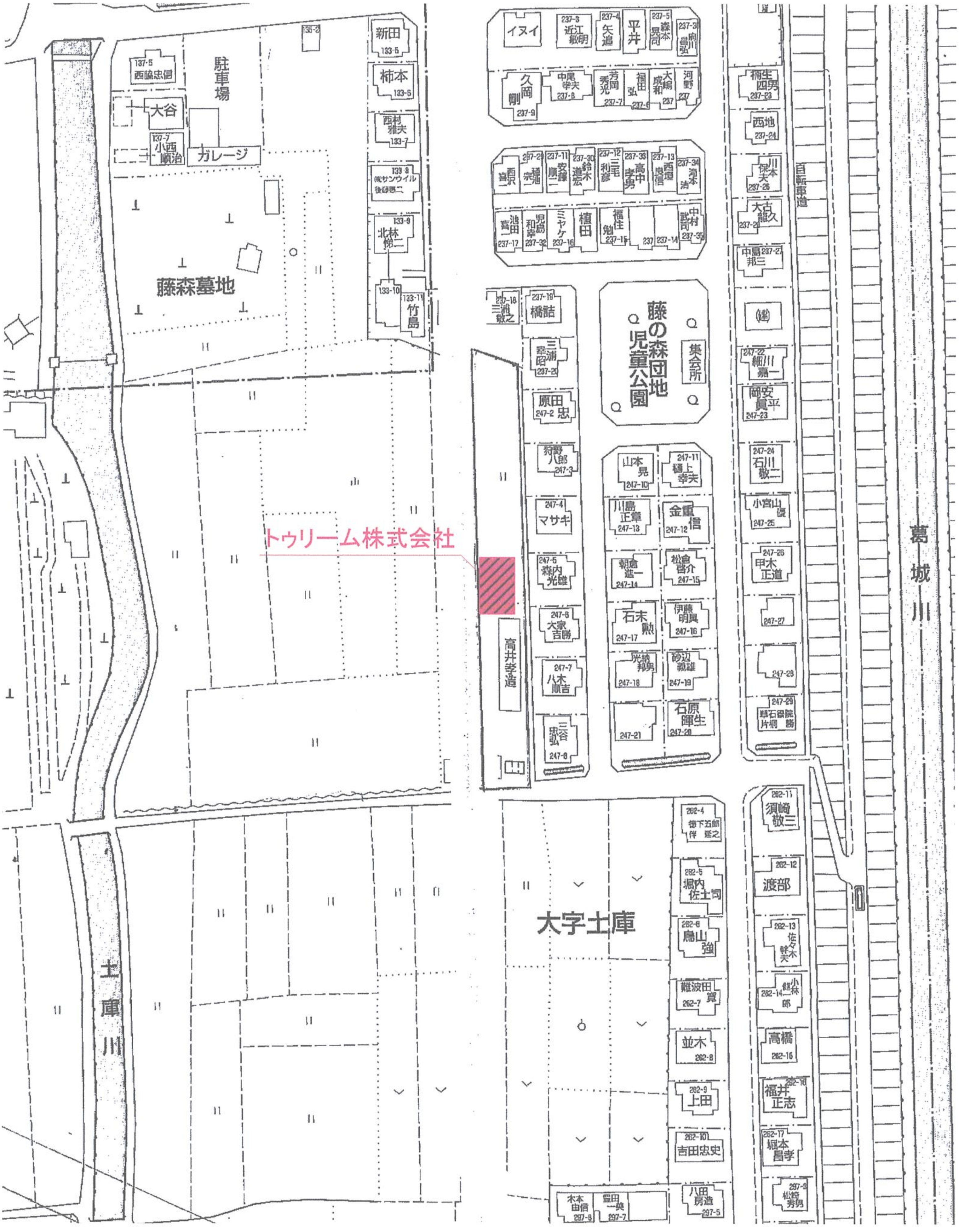
トゥリーム株式会社
藤森墓地
駐車場
ガレージ
藤の森団地児童公園
集会所
大字土庫
土庫川
葛城川
自転車道
高井孝造

トゥリーム株式会社　平面図

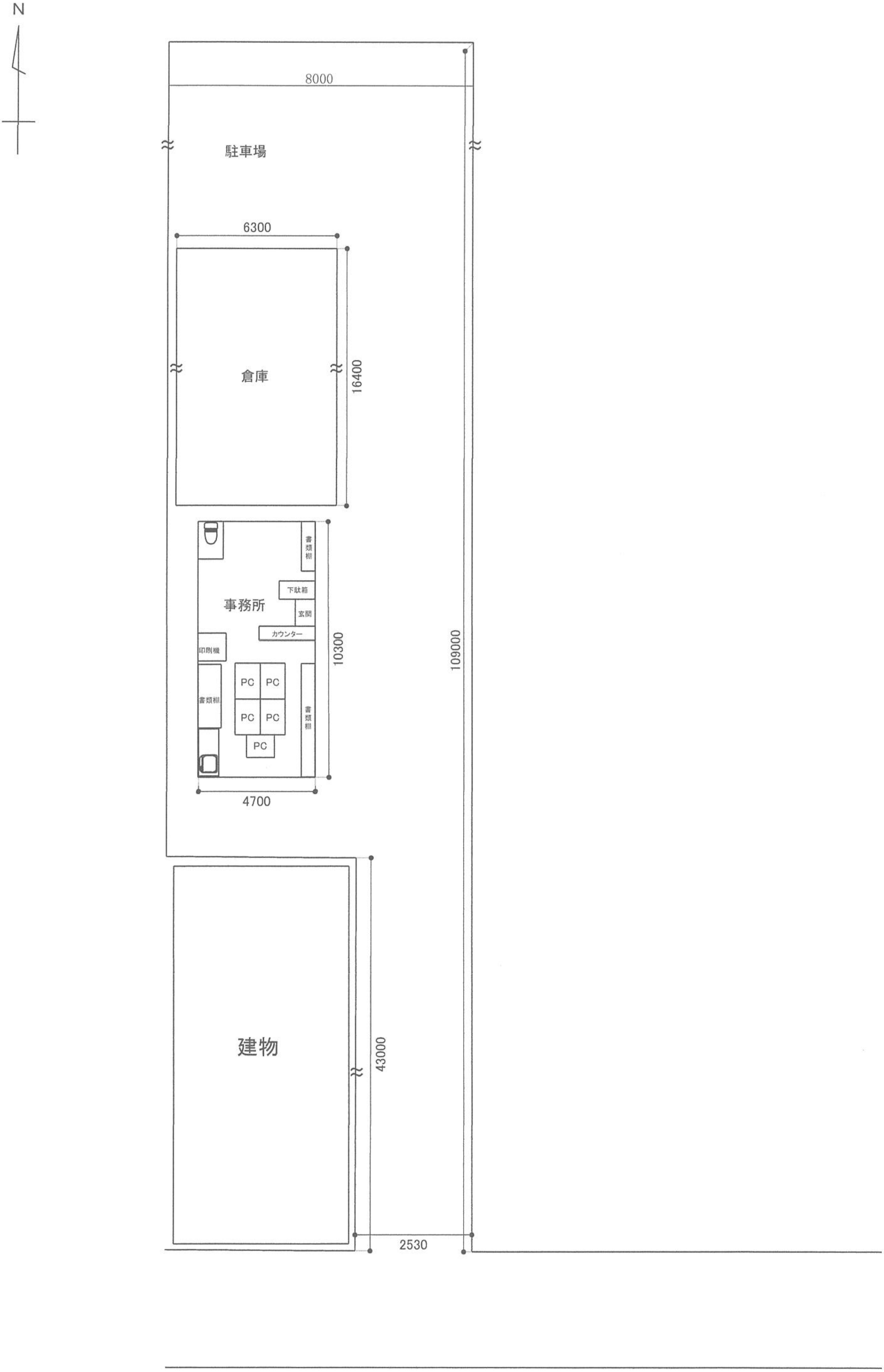

トゥリーム株式会　屋外写真

トゥリーム株式会　屋内写真